

秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取り扱い要項

第1章 総則

第1 趣旨

この要項は、秋田県地域がん登録事業実施要領（以下「要領」という。）8に基づき、秋田県地域がん登録の登録資料を提供するにあたって、必要な事項を定める。

第2 定義

この要項において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集計資料 秋田県地域がん登録事業により収集し、作成された帳票のみを利用して、公表された以外の統計を作成するために必要な、特定の個人が識別できない患者単位又は腫瘍単位のことをいう。
- (2) 照合資料 秋田県地域がん登録事業により収集し、作成された帳票等と利用者が保持する帳票等を連結して統計を作成するための、特定の個人が識別され得る患者単位又は腫瘍単位のことをいう。
- (3) 届出資料 秋田県地域がん登録に協力する医療機関から収集し、作成された、特定の個人が識別される帳票等をいう。

第3 利用資格

集計資料、照合資料及び届出資料の利用を申請することができる者は次に定める者とし、これらの者が資料を利用しようとするときは、秋田県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、秋田県の業務として行う利用を除く。

1 集計資料の利用を申請できる者は、次の者とする。

- (1) 秋田県と地域がん登録に関する委託契約を結んだ者及び秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会において、秋田県地域がん登録事業に従事する者
- (2) 秋田県地域がん登録事業に協力している医療機関の医療従事者及び地方公共団体職員
- (3) がんの診断、治療及び予防の研究又は情報提供のために利用する者

2 照合資料の利用を申請できる者は、次の者とする。

- (1) 秋田県と地域がん登録に関する委託契約を結んだ者及び秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会において、秋田県地域がん登録事業に従事する者
- (2) 秋田県地域がん登録事業に協力している医療機関の医療従事者
- (3) がんの診断、治療及び予防の研究のために利用する者

3 届出資料の利用を申請できる者は、次の者とする。

秋田県地域がん登録事業に協力している当該届出医療機関の医療従事者

第2章 集計資料

第4 集計資料の利用申請

集計資料の利用を希望する者は、「集計資料利用申請書」（様式第1号の1）により健康福祉部長に申請しなければならない。

第5 集計資料の利用審査

健康福祉部長は、前項の申請があった場合は、次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、集計資料の利用を承認することができる。

- (1) がんの診断、治療及び予防の研究又は情報提供のために利用するものであること

- (2) 公益性が高いこと
- (3) 集計資料の利用の必要性が高いこと
- (4) 提供による個人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

第6 集計資料の利用承認通知

健康福祉部長は、前項により利用申請を承認した場合は、「集計資料利用承認書」（様式第3号）により申請者に通知する。

第7 集計資料の受領

- 1 前項により利用を承認された者（以下「集計資料利用者」という。）は、集計資料利用承認書記載の提供資料及び提供電子媒体により集計資料の提供を受けることができる。なお、原則として、オンラインによる資料の提供は行わない。
- 2 集計資料利用者は、資料の受領後直ちに「集計資料受領書」（様式第4号）を健康福祉部長に提出しなければならない。

第8 集計資料利用者の責務

集計資料利用者は、承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。

第3章 照合資料

第9 照合資料の利用申請

照合資料の利用を希望する者は、「照合資料利用申請書」（様式第1号の2）により、「照合資料利用に関する誓約書」（様式第2号の1）を添えて、健康福祉部長に申請しなければならない。

第10 照合資料の利用審査

- 1 健康福祉部長は、前項の申請があった場合は、次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、照合資料の利用を承認することができる。
 - (1) 申請者の所属する機関等の倫理審査委員会の承認を受けていること
ただし、所属する機関等に倫理審査委員会が未設置の場合は、機関の長の文書による承認を得ていること
 - (2) がんの診断、治療及び予防の研究のために利用するものであること
 - (3) 公益性が高いこと
 - (4) 照合資料の利用の必要性が高いこと
 - (5) 提供による個人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- 2 健康福祉部長は、前項の審査にあたっては、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会の意見を聴取することができる。

第11 照合資料の利用承認通知

健康福祉部長は、前項により利用申請を承認した場合、「照合資料利用承認書」（様式第3号）により、申請者に通知する。

第12 照合資料の受領

- 1 前項により利用を承認された者（以下「照合資料利用者」という。）は、照合資料利用承認書記載の提供資料及び提供電子媒体により照合資料の提供を受けることができる。なお、オンラインによる資料の提供は行わない。
- 2 照合資料利用者は、資料の受領と同時に「照合資料受領書」（様式第4号）を健康福祉部長に提出しな

なければならない。

第13 照合資料の利用期限等

- 1 健康福祉部長は、資料を提供するにあたって、照合資料利用者に対し、当該資料の漏洩及び滅失の防止その他適正な管理のために必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、利用期限を定めなければならない。
- 2 利用期間は当該提供に係る承認の日から最長1年間とする。

第14 照合資料の返却

照合資料利用者は、利用期間が終了したとき、又は利用期間内であっても利用目的が完了したときは、提供を受けた資料の全てを、速やかに健康福祉部長に返却し、直ちに「資料返却報告書」（様式第5号）を、健康福祉部長に提出しなければならない。

第15 照合資料利用者の責務

照合資料利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
- (2) 資料から得た患者及び届出医療機関の情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 資料から得た患者、その家族及び届出医療機関と接触してはならない。
- (4) 資料の適正な管理に最大限配慮しなければならない。

第16 照合資料利用者への検査等

- 1 健康福祉部長は、照合資料利用者に対し、必要に応じて資料の保管状況等について立ち入り検査し、又は報告を聴取することができる。
- 2 照合資料利用者は、前項の検査、聴取に協力しなければならない。
- 3 健康福祉部長は、検査等の結果、照合資料利用者に遵守事項の違反があった場合は、直ちに提供した資料の返還を求めることができる。

第4章 届出資料

第17 届出資料の利用申請

届出資料の利用を希望する医療従事者は、「届出資料利用申請書」（様式第1号の3）により、「届出資料利用に関する誓約書」（様式第2号の2）を添えて、健康福祉部長に申請しなければならない。

第18 届出資料の利用審査

- 1 健康福祉部長は、前項の申請があった場合は、次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、届出資料の利用を承認することができる。
 - (1) 当該届出医療機関の長からの申請であること
 - (2) がんの診断、治療及び予防の研究のために利用するものであること
 - (3) 提供による個人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- 2 健康福祉部長は、前項の審査にあたっては、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会の意見を聴取することができる。

第19 届出資料の利用承認通知

健康福祉部長は、前項により利用申請を承認した場合、「照合資料利用承認書」（様式第3号）により、申請者に通知する。

第20 届出資料の受領

- 1 前項により利用を承認された者（以下「届出資料利用者」という。）は、照合資料利用承認書記載の提供資料及び提供電子媒体により届出資料の提供を受けることができる。なお、オンラインによる資料の提供は行わない。
- 2 届出資料利用者は、資料の受領と同時に「照合資料等受領書」（様式第4号）を健康福祉部長に提出しなければならない。

第21 届出資料利用者の責務

届出資料利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。
- (2) 資料から得た患者の情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 資料の適正な管理に最大限配慮しなければならない。

第22 届出資料利用者への検査等

- 1 健康福祉部長は、届出資料利用者に対し、必要に応じて資料の保管状況等について立ち入り検査し、又は報告を聴取することができる。
- 2 届出資料利用者は、前項の検査、聴取に協力しなければならない。
- 3 健康福祉部長は、検査等の結果、届出資料利用者に遵守事項の違反があった場合は、直ちに提供した資料の返還を求めることができる。

第5章 報告

第23 資料利用の明示と研究成果の報告

- 1 集計資料利用者及び照合資料利用者は、研究結果等の報告、発表、投稿にあたっては、「秋田県地域がん登録集計資料又は照合資料を利用した。」ことを明記しなければならない。
- 2 集計資料利用者及び照合資料利用者は、前項の報告、発表、投稿した報告書、抄録、論文を健康福祉部長に提出しなければならない。

第24 資料利用状況の報告

健康福祉部長は、集計資料、照合資料及び届出資料の利用状況について、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会に報告する。

第6章 雑則

第25 事務担当

集計資料、照合資料及び届出資料の利用及び提供に関する事務は、秋田県と地域がん登録に関する委託契約を結んだ者において行う。

第26 その他

健康福祉部長は、本取扱要項に定めのない集計資料、照合資料及び届出資料の利用及び提供に関する事項については、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会及び関係機関と協議のうえ定める。

附則

- 1 この要項は平成23年11月29日から施行する。
- 2 この要項は令和7年9月1日から施行する。

(様式第 1 号の 1)

秋田県地域がん登録事業 集計資料利用申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

連絡先 (電話・FAX・電子メールアドレス等)

秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 4 により、次のとおり、集計資料の利用を申請します。

なお、資料の利用にあたっては、秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 8 の利用者の責務を遵守します。

研究名・内容 (研究計画書を 添付のこと)	(共同利用者がいる場合、その所属・氏名等も研究 (情報提供) 計画書に記入すること)		
公表方法・予定 (具体的に)			
研究資金の 出所と性格	1. 私費		
	2. 国、府県市の委託研究	委託元：	
	3. 国、府県市の研究資金	研究費名称：	
	4. 民間団体の委託・助成等	団体名称：	
	5. その他		

以下の項目は「申請の手引き」に沿ってお書き下さい。

研究の種類	1. 罹患率		2. 生存率	
データセット	セット 1	セット 2	セット 3	
罹 患 年				
部位・組織				
地 域 詳 細	秋田県全県	特定 2 次医療圏分	特定保健所管轄分	特定市町村分
資料の利用期間	年 月 ～ 年 月			

(様式第 1 号の 2)

秋田県地域がん登録事業 照合資料利用申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

連絡先 (電話・FAX・電子メールアドレス等)

秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 9 により、次のとおり、照合資料の利用を申請します。

なお、資料の利用にあたっては、秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 15 の利用者の責務を遵守します。

研究名・内容 (研究計画書を添付のこと)	(共同利用者がいる場合、その所属・氏名等も研究計画書に記入すること)		
倫理委員会の承認 (承認書を添付のこと)	倫理審査委員会の名称		
	承認年月日	年	月 日
公表方法・予定 (具体的に)			
研究資金の出所と性格	1. 私費		
	2. 国、府県市の委託研究	委託元：	
	3. 国、府県市の研究資金	研究費名称：	
	4. 民間団体の委託・助成等	団体名称：	
	5. その他		
資料の保管場所 及び保管方法			

以下の項目は「申請の手引き」に沿ってお書き下さい。

研究の種類	1. 罹患率		2. 生存率	
データセット	セット 1	セット 2	セット 3	
罹 患 年				
部位・組織				
地 域 詳 細	秋田県全県分	特定 2 次医療圏分	特定保健所管轄分	特定市町村分
資料の利用期間	年 月 ～ 年 月			

(様式第 1 号の 3)

秋田県地域がん登録事業 届出資料利用申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

連絡先 (電話・FAX・電子メールアドレス等)

秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 1 7 により、次のとおり、届出資料の利用を申請します。

なお、資料の利用にあたっては、秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要項第 2 1 の利用者の責務を遵守します。

(以下の項目は「秋田県地域がん登録資料等の利用の手引き」にそってお書き下さい。)

1. 診断年

	平成 18 年以降、最新年まですべて	
	その他の期間	

2. 部位・組織

	全部位	
	特定の部位	

(様式第2号の1)

秋田県地域がん登録事業照合資料利用に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

資料の利用にあたっては、次のとおり秋田県地域がん登録資料の利用及び提供に関する取扱要項第15の利用者の責務を遵守します。

1. 承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
2. 資料から得た患者及び届出医療機関の情報を他に漏らしてはならない。
3. 資料から得た患者、その家族及び届出医療機関と接触してはならない。
4. 資料の適正な管理に最大限配慮しなければならない。

なお、遵守事項に違反したときは、提供資料の返却を求められても、また今後の利用申請について不承認となっても一切異議申し立ていたしません。

(様式第 2 号の 2)

秋田県地域がん登録事業届出資料利用に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

資料の利用にあたっては、次のとおり秋田県地域がん登録資料の利用及び提供に関する取扱要項第 2 1 の利用者の責務を遵守します。

1. 承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。
2. 資料から得た患者の情報を他に漏らしてはならない。
3. 資料の適正な管理に最大限配慮しなければならない。

なお、遵守事項に違反したときは、提供資料の返却を求められても、また今後の利用申請について不承認となっても一切異議申し立ていたしません。

(様式第 3 号)

秋田県地域がん登録（集計 照合 届出）資料利用承認書

年 月 日

様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のあった秋田県地域がん登録資料の利用については、秋田県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取り扱い要項第 の規定により次のとおり承認します。

承認年月日	
承認番号	
提供資料	
提供期間	
利用者の遵守事項	

(様式第 4 号)

秋田県地域がん登録事業（集計 照合 届出）資料受領書

受領年月日 年 月 日

（あて先）秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

年 月 日付け、承認番号 第 号で利用を承認された秋田県地域がん登録事業資料
を受領しました。

なお、資料の利用にあたっては、利用承認書記載のとおり利用者の責務を遵守します。

(様式第 5 号)

秋田県地域がん登録事業 照合資料返却報告書

報告年月日 年 月 日

(あて先) 秋田県健康福祉部長

申請者

機関名

所属名

職 名

氏 名

年 月 日付け、承認番号 第 号で利用を承認された秋田県地域がん登録事業照
合資料の (利用期限が終了した 利用目的が完了した) ため、別添のとおり返却します。